

2024年1月

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： サステナビリティ情報開示に関する内部統制と内部監査

ESGを取り巻く昨今の環境は、不正発生リスクが高い状況と言えます。ESGに係る不正・不祥事を予防・発見するには、サステナビリティ情報開示に関する内部統制の整備と内部監査が有効です。

### ESGと不正のトライアングル

社会におけるESGの関心が高まるにつれ、ESGに関する前向きな目標や将来予測を立て、その達成を出来るだけ早く報告するよう、企業の経営者に大きなプレッシャーがかかっています。一方で、ESGを含むサステナビリティ情報開示に関する法規制は発展途上であり、企業も投資家も、財務情報のように、サステナビリティ情報の正確性を有効にチェックする機能が果たせていないようです。また、一般に、ESGに対する取組みは社会にとって良いことだと考えられているため、ESGへの取組みを前進させるために多少大げさに報告しても許されるはずだと考えがちです。

不正行為は、動機（プレッシャー）、機会、正当化の3要素が揃ったときに発生すると言われますが、ESGを取り巻く昨今の状況は、不正のトライアングルの3要素が全て揃った危険な状況と言えます。

### サステナビリティ情報開示に係る内部統制と内部監査

会社法は、資本金5億円以上または負債額200億円以上の会社で取締役会を設置している株式会社に対して、内部統制システムを設置する義務を課しています。会社法が定める内部統制システムは、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なもの」であり、サステナビリティ情報開示に係る内部統制も含まれると考えられます。

トレッドウェイ委員会(COSO)は、1992年に、あらゆる種類のデータと情報に対する信頼を向上させるための手引きとして内部統制統合フレームワークを開発しました（その後2013年に改訂）。COSOが2023年3月30日に公表した「サステナビリティ報告に関わる内部統制構築のための補足ガイダンス」では、この内部統制統合フレームワークを用いてサステナビリティ情報開示に関する内部統制を効果的に達成することが提唱されています。企業は、このフレームワークを参照にして、サステナビリティ情報開示に関する内部統制を整備することで、ESG不正・不祥事を防止・発見するための防衛線を整備することが望まれます。また、サステナビリティ情報開示に関する内部統制の整備に当たっては、内部監査を活用することも企業統治の観点からも望ましいと考えられます。その際には、GHG（温室効果ガス）排出量の計算などに関する専門知識を補うために、外部専門家を起用することも考慮されると良いと思われます。

### お見逃しなく！

国際監査保証審議会（IAASB）は2023年8月2日に、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000の公開草案を公表しました。この公開草案では、保証提供者に対して、企業のサステナビリティ事項とその情報開示に係る内部統制システムについての理解を求めています。国内でも、サステナビリティ情報開示に対する外部保証の義務化が議論されています。サステナビリティ情報開示に関する内部統制の整備は、ESG関連の不正・不祥事の予防・発見だけでなく、サステナビリティ情報開示に対する外部保証を得るためにも必要となります。